

ブロック塀の安全点検をお願いします

◎問い合わせ
本庁建築住宅課建築指導係
(内線544)

●地震で倒壊することも

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、塀の倒壊により死亡事故が発生しました。

建築基準法の構造基準を満たしていない、老朽化で品質が低下しているなどのブロック塀は、地震時に倒壊による二次災害を及ぼす危険性があります。

●点検し、必要な補修・撤去を

ブロック塀を所有・管理している人は、安全点検を行い、危険性が確認された場合は、速やかに付近通行者への注意表示を行うとともに、建築士またはブロック塀診断士などの専門家に相談し、適切な補修または撤去などの対策を行うようお願いします。

詳しくは、市ホームページまたは、県南広域振興局土木部建築指導課、本庁建築住宅課の窓口へ備え付けの、国土交通省作成「ブロック塀の点検のチェックポイント」をご覧ください。

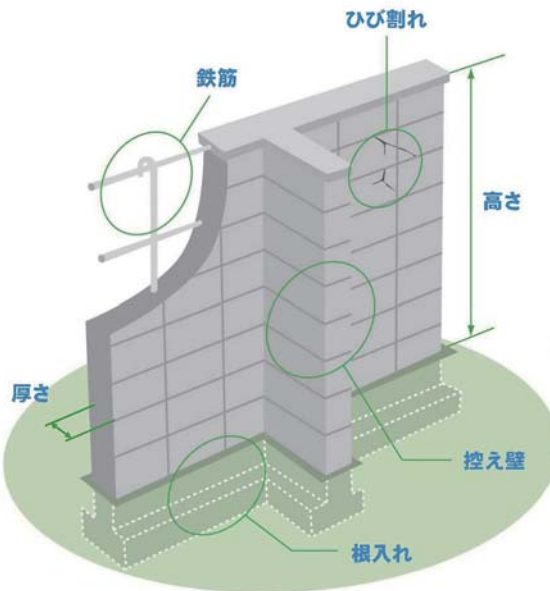


●点検のポイント

○外観を見てみましょう。一つでも不具合があったり分からないことがある場合は、専門家に相談してください

- ①高さは地盤から2.2m以下か
- ②厚さは10cm以上か（高さが2m超2.2m以下の

- 場合は15cm以上）
 - ③控え壁はあるか（高さが1.2m超の場合）
長さ3.4m以内ごとに、高さの1/5以上の突出し
 - ④コンクリートの基礎があるか
 - ⑤傾き、ひび割れはないか
 - 専門家に相談しましょう
 - ①鉄筋は適切に入っているか
 - ②基礎の根入れ深さは適切か
- ※組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の基準は別ですお問い合わせください



犬や猫を飼うときはマナーを守って

◎問い合わせ
奥州保健所環境衛生課(☎④2423)
本庁生活環境課環境係(内線214)

飼い主にとってはかわいい犬や猫でも、苦手な人やアレルギーがある人もいます。犬や猫を飼うときは、最低限のしつけと周囲への気配りが必要です。マナーを守り、犬や猫が幸せな一生を過ごせるように大切に飼いましょう。

犬を飼うときのマナー

- 散歩中にしたふんは必ず持ち帰りましょう
散歩に行くときはビニール袋などを持参して、飼い主が責任を持ってふんの始末をしてください
- 放し飼いはやめましょう
放し飼いは県の条例により禁止されています。放し飼いによって周囲の人を怖がらせたり、人に危害を加える恐れがあります
- 鑑札と最新の注射済票を付けましょう
鑑札と注射済票を犬に付けることは飼い主の義務です。万が一、犬が迷子になって保護された場合、鑑札などに記載されている番号から飼い主を見つけることができます



猫を飼うときのマナー

- 屋内で飼いましょう
放し飼いは、ふんやいたずらなどにより近隣住民とのトラブルを引き起こすことがあります。また、交通事故や感染症の危険があります
- 不妊・去勢手術をしましょう
子猫を望まない場合や適切な飼育ができない場合は、不妊・去勢手術を行い、むやみに猫を増やさないようにしましょう
- 野良猫への餌やりはやめましょう
餌を目的に猫が集まり、ふんやいたずらなどで地域に迷惑をかけます



●最後まで飼育しましょう

動物を捨てることは法律で禁止されています。その命を終えるまで、適切に飼育しましょう

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種が始まります

◎問い合わせ
本庁健康増進課成人保健係(水沢保健センター☎④4511)、各総合支所健康福祉課

30年度に対象年齢となる人へ、7月下旬に接種券（はがき）を送付します。生涯で初めて接種する場合に限り、接種券を使うことで、一部負担または無料で接種を受けることができます。

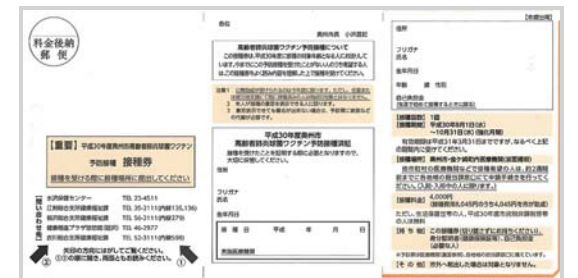
年齢	対象生年月日
65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ
85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ
90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれ
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ
100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日生まれ

本年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人で、過去に接種歴の無い人が対象です。
※60歳以上65歳未満で、心臓や腎臓、呼吸器の障がいまたは、ヒト免疫不全ウイルスにより身体障害者手帳1級の交付を受けている人は、申請することで対象者と同額の自己負担金で接種を受けられます。詳しくはお問い合わせください。

- 接種期間 8月1日(金)～31年3月31日(金)
- 実施医療機関 市内・金ケ崎町内指定医療機関（接種券に医療機関一覧を掲載）
- 自己負担金 4,000円(生活保護世帯と30年度市民税非課税世帯の人は無料)
- 持ち物 接種券、身分証明書（健康保険証など）、自己負担金
- その他

- ・東日本大震災およびその余震で、住宅が全半壊、全半壊した人などは、申請することで自己負担金が無料になる場合があります（一部損壊は対象外）。対象となる人は、接種を受ける前に各地域

の担当課窓口で手続きをしてください。
・予診票は実施医療機関、各地域の担当課窓口にあります。



接種券（見本）

食中毒を防ぐ3つの原則・6つのポイント

◎問い合わせ
本庁健康増進課健康づくり係
(水沢保健センター☎④4511)

食中毒は、飲食店などの外食だけではなく、家庭でも発生します。原因となる細菌やウイルス（食中毒菌）が食べ物に付着し、体内に侵入することによって発生します。次の原則・ポイントを実践し、食中毒を防ぎましょう。

○食中毒予防の3原則

食中毒菌を「付けない」「増やさない」「やっつける」

○家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

- ①食品の購入
 - ・消費期限などの表示をチェックする
 - ・購入後はすぐに持ち帰る
 - ・肉と魚はそれぞれ分けて包む
- ②家庭での保存
 - ・帰宅後はすぐ冷蔵庫へ入れる
 - ・冷蔵庫は詰め過ぎないようにして7割程度に
 - ・肉、魚は汁が漏れないように包む
 - ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下にする
- ③下準備
 - ・こまめに手を洗う
 - ・包丁などの器具は洗って消毒する
- ・ふきんは清潔なものに交換
- ・肉、魚は生で食べるものから離す
- ・野菜もよく洗う
- ④調理
 - ・調理前に手を洗う
 - ・加熱は十分に行う（目安は食品の中心部分の温度が75℃で1分間以上）
- ⑤食事
 - ・盛り付けは清潔な器具、食器を使う
 - ・食事の前に手を洗う
 - ・食品は長時間室温で放置しない
- ⑥残った食品
 - ・残った食品を保存する作業の前にはよく手を洗う
 - ・清潔な器具、容器で保存する
 - ・少しでも怪しいと思ったら、思い切って捨てる
 - ・温め直すときは十分に加熱する（目安は75℃以上）